



第7回(10/7)佐賀便労災裁判報告

『小脳出血の業務起因性は明らか = 原告側医師が証言』

全日空のエアバス機長が8年前、飛行中小脳出血で倒れ、無くなった労災事件で審理を続けている東京高裁(809号法廷)で、原告側申請の新宮医師(脳神経外科医)が出席した証人尋問が10月7日に行われました。当日は、傍聴席は満席となり、立ったままの傍聴者も出る中の証人尋問でした。

小脳出血は血管が弱くなった上で強い力が加わることで起きる

同医師は、小脳出血が発症するには、細小脳動脈血管壁の脆弱化と破綻の誘因が必要であることを述べました。

そして、業務による過重な身体的精神的負荷の持続は血圧を上昇させて血管壁を脆弱化させること、その脆弱化した血管壁は夜間睡眠時に良質な睡眠が確保されて血圧が低下することによって修復される関係にあることを指摘しました。

その上で、当該機長の業務上の負荷について検討し、多くの旅客の命を預かり、緻密な判断を要求される責任の重い大きなストレスがかかる業務が血圧を上昇させたこと、また、当該機長の業務が不規則で、睡眠場所も日々変化して良質な睡眠が取りにくい状況に置かれていたことが当該機長の脆弱化した血管壁の修復の機会を少なくした、この事実は、当該機長の乗務時間数が増加したり、負担の多い乗務の後に血圧値が上昇している経過から確認できると述べました。

さらに、小脳出血を発症した当日の悪天候下での困難な着陸業務による身体的精神的負荷による急激かつ大きな血圧の上昇が、それ以前の業務負荷によって脆弱化していた当該機長の血管壁を破綻させる誘因となったことは明かであるとの意見を述べました。

高血圧症であっても乗員という仕事に関わらなければ発病はなかった。労災認定基準は仕事の量だけでなく質も検討すべき

また被告側の医師が「本態性高血圧」であって業務に関係なく発生したとし、残業時間も45時間以内なら問題ないと主張していることに対して、高血圧症であっても、乗員業務という後天的な条件が無ければこのような発病はないと述べました。残業時間と発病の関係は、これまでの(他の裁判での)論争でも、そうした主張には科学的根拠も示されず、裏付けの文献も出されていない。業務は、量だけでなく質も見ないといけない。それを見ない労災認定基準は問題があるなどと反論しました。

早めに病院に行けて家族が近くにいれば助かった可能性高い

さらに、同機長の発病が、微少脳出血から始まり、出血が増大していった経過を説明しました。その間に救命される機会が、フライトという業務のために失われたこと、佐賀病院に搬送された直後の出血状況であれば家族の同意が得られ適切な手術を施せば救命の機会があったが、家族から離れていてそのような「コンセンサス」も得られず、救命が果たせなかった事も証言しました。

着陸の緊張は「電車駆け乗り」とは明確に違う

被告側の医師が、発症の引き金になった悪天候の中の着陸について、急いで電車に駆け乗るのと同じだ（注：つまり普通の生活の中でも発症したと）と主張していることについて、身体活動で筋肉を使って血圧があがるのと、緊張によって上昇するメカニズムは違い、精神的なものでは血管も収縮し更に血圧が上がる。すぐには血圧は下がらない、と反論しました。

< 被告弁護士質問 >

「パイロット業務とは関係ないのではないか？」など繰り返しの質問

この後、被告側代理人弁護士からの質問が続きました。この場面では、当該機長が本態性高血圧であったから発症したのではないか、またパイロット業務による血管壁の脆弱化は言えないのではないか、など、原告弁護士とのやり取りで既に説明したことに関する質問に終始しました。

今後の「検証」に課題を残して閉廷 次回は進行協議を開催に

裁判官の発言と証人、弁護士から以下のやり取りを持って今回の公判は終了しました。

裁判官：血管壁の強さは個人差があるのですか？

証人：病的な疾病の人は若くして亡くなることはある。個人差では一概に言えない。

裁判長：証人と検証はどうしますか？

米倉弁護士：証人はこれ以上求めない。

（審理中断＝裁判官協議）

裁判長：進行協議（下記：注）を入れたい。11月6日16：30～とします。

今回、証人尋問で、この裁判は事実上大きな山を越え、若干の検証の可能性を残して今後の代理人（弁護士）最終主張で結審という流れになります。航空全体の課題として取り組んできたこの裁判ですが、取り組みを通じて、再発防止のための様々な課題も明らかになりました。

10月4日にはそうした課題をテーマとしたシンポジウムも東京で開催され医師など専門家からも、組合の取り組みの重要性が指摘されました。次回公判は11月6日「進行協議」のあと決定される予定です。

10月7日当日の裁判開始前には、法務部員を中心に裁判所前ビラまきが行われ、約800枚の配布をしました。また、裁判後には虎ノ門にある会議室で報告集会が行われました。参加された組合員の方には厚くお礼申し上げます。

注) 進行協議とは・・・

口頭弁論（いわゆる法廷での普通の裁判）以外で、事件の争点整理、争点と証拠の関係など、裁判上必要な問題について当事者双方を呼んで、事前に整理するという手続きです。